

# 令和8年度（令和7年分）から適用される主な税制改正

## ◆令和8年度市民税・県民税申告の電子化

スマートフォンやパソコンから、eLTAX（エルタックス）を経由して、マイナンバーカードを使用した電子申告ができるようになりました。

## ◆住宅借入金等特別税額控除に係る子育て世帯の特例の延長

令和7年度に適用された住宅借入金の年末残高及び控除限度の特例措置について、適用期間を延長し、令和8年度も対象とすることとなりました。

## ◆特定親族特別控除の新設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等<sup>※</sup>を扶養する者に対して、総所得金額等から以下の表のとおり控除します。

※合計所得金額が123万円以下で、配偶者及び青色事業専従者等でない者。

特定親族の合計所得金額	所得税控除額	市民税・県民税控除額
58万円超～85万円以下	630,000円	450,000円
85万円超～90万円以下	610,000円	
90万円超～95万円以下	510,000円	
95万円超～100万円以下	410,000円	410,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	310,000円
105万円超～110万円以下	210,000円	210,000円
110万円超～115万円以下	110,000円	110,000円
115万円超～120万円以下	60,000円	60,000円
120万円超～123万円以下	30,000円	30,000円

## ◆控除等の要件の引き上げ

給与所得控除や基礎控除（所得税のみ）の見直しに伴い、各項目における控除等の要件が以下の表のおり変更となります。

控除等の項目	変更となる要件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の所得計算の特例	必要経費の最低保証額	55万円	65万円

## ◆給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与所得控除の最低保証額が、「給与収入が162万5千円以下に対して55万円」から「給与収入が190万円以下に対して65万円」に引き上げられます。

## ◆所得税の基礎控除改正に伴う一部税額控除における算定方法の変更

所得税の基礎控除改正に伴い、令和7年以前に入居した者の住宅借入金等特別税額控除の住民税控除限度額及びふるさと納税分の申告特例控除額の算定に必要な特例控除率の算定方法が変更となります。